

会津坂下町社会福祉協議会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 6月1日～令和4年 3月31日まで 1年10ヶ月

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年度～ 法に基づく諸制度の調査、当協議会の制度・規程の周知
- 令和2年度～ 主任クラスへ制度・規程の勉強会を行う。

目標2：年次有給休暇の取得促進

<対策>

- 令和2年度～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和2年度～ 有給休暇取得率について上司と検討し職員へ取得促進を行う